

(公印省略)

31筑高支第1080号
令和2年2月28日

居宅介護支援事業者 管理者 殿

筑紫野市長 藤田 陽三
(健康福祉部 高齢者支援課)

入院（入居）先の面談制限により面談やサービス担当者会議ができない場合の取扱いについて（通知）

今般、新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の対応のため、医療機関や居住系施設において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、居宅介護支援業務を適切に実施できないことが考えられますので、特例的に別紙取扱いを実施します。

なお、本取扱いは期間限定とし、令和2年3月1日より適用し、終了時期は改めて通知します。

また、筑紫野市内において新型コロナウイルス感染者の発生など、今後の状況の変化に伴い変更する可能性があることをご了承ください。

〒818-8686

筑紫野市石崎一丁目1番1号

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課

介護保険担当

TEL 092-923-1111（内線453、454、455、456）

FAX 092-920-1786

入院（入居）先の面談制限により面談やサービス担当者会議ができない場合の取扱い

《留意点》

- ①面談制限の申し入れは、病院や施設等の組織として判断された場合によるものであり、利用者やその家族が個人的に判断した場合は適用しない。
- ②利用者や家族等の面談相手に発熱等の風邪症状がみられる場合は、訪問を実施せず「帰国者・接触者相談センター（筑紫保健福祉環境事務所）」の案内等の支援を行う。
- ③家族等の介護者、サービス担当者、施設や医療従事者等と綿密な連携を行い、情報収集に努める。
- ④面談が実施できる場合においては、感染症予防対策（マスク着用、訪問前後の手洗い、手指消毒等）を確実に行った上で実施する。
- ⑤今回の取扱いに至る経緯や判断した理由、内容を支援経過記録に残す。
- ⑥⑤に示す内容を記録に残している場合は、期間内に限り、運営基準減算に該当しないこと、また各種加算の要件に該当することとする。

入院の場合

原則は退院日以降に自宅での実施を予定するが、それができない場合に以下の方法を可能とする。

1) 本人と面談できるが集団会議は不可の場合

●アセスメント

病室で本人と面談し実施。退院後は早期に自宅で本人面談のもとアセスメントを取り直し、ケアプランの変更の有無を判断。

●サービス担当者会議・ケアプランの説明、同意

サービス担当者からは意見照会による専門的意見の聴取も可能。その上で本人と面談してケアプラン確定。

●モニタリング

特段の事情に該当するか否かで判断する。

2) 本人との面談が全くできない場合

●アセスメント

本人への状況確認は FAX、メール、電話等での聞き取りでも可能とする。

本人の理解力などによりやり取りが困難な場合は、代理の介護者等と同様のやり取りを行う。

ただし、退院後または面会可能となったら早期にアセスメントを取り直し、ケアプランの変更の有無を判断。

●サービス担当者会議・ケアプランの説明、同意

サービス担当者からは意見照会による専門的意見の聴取も可能。

本人へは原案を送付（または職員を介して届けてもらう）し、FAX、メール、電話等による本人への説明および同意も可能とする。同意署名したケアプランは郵送（または職員を介して）してもらう。本人の理解力などによりやり取りが困難な場合は、代理の介護者等と同様のやり取りを行う。

●モニタリング

特段の事情に該当するか否かで判断する。

居住系施設入居の場合

1) 本人と面談できるが集団会議は不可の場合

●アセスメント・モニタリング

通常通り実施

●サービス担当者会議・ケアプランの説明、同意

サービス担当者からは意見照会による専門的意見の聴取も可能。その上で本人と面談してケアプラン確定。

2) 本人との面談が全くできない場合

●アセスメント

本人への状況確認は FAX、メール、電話等での聞き取りでも OK とする。

本人の理解力などによりやり取りが困難な場合は、代理の介護者等と同様のやり取りを行う。

ただし、面会可能となったら早期にアセスメントを取り直し、ケアプランの変更の有無を判断。

●サービス担当者会議・ケアプランの説明、同意

サービス担当者からは意見照会による専門的意見の聴取も可能。

本人へは原案を送付（または職員を介して届けてもらう）し、FAX、メール、電話等による本人への説明および同意も OK とする。同意署名したケアプランは郵送（または職員を介して）してもらう。本人の理解力などによりやり取りが困難な場合は、代理の介護者等と同様のやり取りを行う。

●モニタリング

本人への状況確認は FAX、メール、電話等での聞き取りでも可能とする。

本人の理解力などによりやり取りが困難な場合は、代理の介護者等と同様のやり取りを行う。